

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成28年2月19日（金）13:45～14:21

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

＜WG委員＞

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

＜関係省庁＞

平井 淳生 経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課長

福永 茂和 経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課課長補佐

久知良 俊二 厚生労働省職業安定局有期労働対策部外国人雇用対策課長

長田 浩志 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
生活衛生課長

吉岡 明男 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
生活衛生課課長補佐

松尾 佳典 農林水産省食品産業局食文化・市場開拓課課長補佐

＜事務局＞

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 クールジャパンに関する外国人材の受入促進について

3 閉会

○藤原次長 クールジャパンの関係でございますけれども、近々、諮問会議のほうも開催されるということをございまして、もう昨日から短冊と言われる実際の取りまとめの文書も投げさせていただいているところでございます。

法務省のほうからは特段の意見がない方向と聞いておりますので、あとは関係省庁の方々に今日はお集まりいただきまして、御議論を深めていただくということでございます。

それでは、八田座長が今日はお休みでございますので、原委員のほうからよろしくお願ひいたします。

○原委員 よろしくお願ひします。順番に、どちらからがよろしいですか。

○藤原次長 資料順で、経済産業省からお願ひしていいですか。

○福永課長補佐 経済産業省のクリエイティブ産業課でございます。

ファンション、デザインについては、お示しいただいたところで、①の「・」の一つ目につきましては、現在どういう形ができるかという検討はしております。

ただ、法務省とはまだこの見解の一致は見ておりませんで、各種学校に準ずる教育機関についても特区において卒業生の就労を認めるという形で我々はお願ひしたいと思っておりますけれども、法務省のほうではそういう形では認められないということになっておりまして、見解の一致はまだ見られておりません。ただ、引き続き我々としては、その就労を認めていただきたいと思っておりますので、何らかの形ができるように協議をしたいと思っております。

それから、二つ目と三つ目につきましては、前回のワーキングでも御指摘しましたとおり、そのデザインに関して今の上陸許可基準の書き方が若干誤解を生じるような形になっておりますので、それについてこれはガイドラインの明確化という形でもいいのかもしれませんけれども、ちゃんと読めるようにしていただきたいというのが我々の思いでございます。

それから、四つ目につきましては、10年以上の実務経験以外に受賞歴といったものを加えていただきたいということでございますが、これは専門家の方の一つの案としてはございますけれども、よくよく聞くと、本当にこれに該当する方が今の段階ではおそらく現実にはいないのではないかということもございます。

そういうことで、意見としては出させていただいたんですけども、ただ、将来的にゼロではないということは確かにそうなんです。大卒、あるいは10年以上実務経験のある方という現状で満たされているということも言えると思うんですけども、この受賞歴のある方については何らかの形で認めるということもあり得るのではないかと考えております。

ファンション、デザインについては以上です。

○原委員 これはニーズがないということですが、具体的に何か受賞していて入れませんでしたという人を探してみると、それがすぐに見つかるかどうかというのは別の問題として、ただ、やはり10年以上の実務経験というところで引っ掛かって入れない人が潜在的にいるということは間違いないあるんですよね。

○福永課長補佐 それは、あると思います。

ただ、10年以上の実務経験というのは、そういった方は大卒であれば基本的に専門に入れますけれども、そういった卒業要件を満たしておらずに10年以上の実務経験のみをもって、10年以下の大卒、あるいは専門卒ではない方で10年以下の方という方が入れないというケースは当然あると思います。

ただ、そういった方々をどうしても入れたいというところまで、そういうふうに我々のほうでまだ聞いていないということでございます。

○原委員 普通、関係の皆さんは大体こういうルールを知っていらっしゃるので、ここでわざわざ引っ掛かって困るという方はそんなにいらっしゃらないんでしょうけれども、少なくともこの一つ目の「・」と四つ目の「・」が関わっていて、今の大学卒業以上または10年以上というところでは抜けている領域についてのニーズがあるので、そこは対応していきましょうという理解でよろしいのですね。

○福永課長補佐 そうですね。我々としては、そういう思いは当然あります。

ただ、一つ目については、それについての具体的なスキームというのが、現在まだ、例えば、ファッション学校側に何らかの新しい制度を作ってもらう、新しい試験制度で、学生の質を担保してもらうような制度というものを、まだ学校側のほうではそこまでの準備というか、制度を作って質を担保する制度を作るようなものを用意することはまだ考えられていないということでございます。

○原委員 これは法務省との議論で言うと、前回もお話にあったように、ITの資格試験のようかなりかちっとした試験を作るのか、あるいは学校で卒業認定レベルの試験を通つていればいいですということにするのか。そこは多分、幅があるんだろうと思うんですけども、そういう何らかのハードルをクリアする仕組みについて引き続き検討して、それができれば入れられるようになるでしょうと、そういう協議をするということですね。

○福永課長補佐 そういう形で考えております。どれぐらいかちっとするかというところに、多分まだ色々な見解の齟齬があるという状況でございます。

○原委員 分かりました。

○平井課長 経済産業省は、もう一つあります。

今の続きの中の②のアニメ分野に関して、経済産業省の中で担当が分かれておりますので、こちらについてでございます。

アニメ分野につきましては、いただいた資料のうち後段の部分、つまり「及び」以降、「卒業後の就労」のところを削除していただきたいという意見を出しておりまして、逆に言えば、その前段の部分であります認可外の学校、具体的に言えば、例えば、株式会社で設立された学校に対して留学が認められるように、今、法務省のほうにお願いしている最中でございます。

事務局のほうから御指摘いただいた資料にも再意見の形で書かせていただきましたとおり、そういう専門性のあるスクールの卒業生の方の就労ニーズもあるじゃないか。そこも広げろという御指摘があったところでございますけれども、確かに日本で働きたいという外国人の方はたくさんいることはもちろん分かっているのですが、日本のアニメーション産業の現場のニーズは高い技術力、特にコンピューターグラフィックスを中心としてのITを使いこなせる能力がある人、それから国際感覚を持った、特に言葉の問題を超えていかないといけませんので、そういった感覚を持った高度な人材にございます。

業界ヒアリングをしてみたところですけれども、実際にそういった人材はアニメーションの現場でも今働いていらっしゃいますし、具体的な作品名をここで言うわけではございませんが、テレビや劇場で非常に人気のある作品を作っている有名なプロダクション、資本金1,000万円のところであっても、そういった高度な人材は現に外国人が働いていらっしゃいます。

あえてそこのハードルを下げる必要があるかどうかという点に関しましては、もちろんそのニーズという意味では単に安価な労働力を求めたいという話は別にさせていただきますが、今の高度な人材の基準においても活躍されているという状況でございまして、今、産業界のニーズとしまして、あえてそこのハードルを下げてくださいということは聞かれておりません。

デメリットとしまして、既に働いている高度な人材の方々の就労条件の低下でありますとか、質の低下ということは懸念されるところでございますが、いずれにしましても、今ここを強く経済産業省として求めたいとは思っておりません。

それでは、他方というところでございますけれども、そういった株式会社とかのアニメーションスクールの卒業生の方々は一体どこで活躍することを前提にしていますかということでございます。これは委員の先生方、皆さん御存じだと思いますが、特に日本のアニメというのはもう1980年代から国際分業は隔離してございます。例えば、最大手であります東映アニメーションという会社でございますけれども、その作画の7割はもう既にフィリピンで行われているような状況でございまして、アジア各国にそういった人材に対しての強いニーズがございまして、その現場で御活躍いただきたいということでございます。

残念ながら、アジアの各国の中でそれほど高い給料が取れているわけでもないわけでございまして、どうしても出来高制、描いた絵の品質と作画枚数によって給料が決まる世界でございますから、彼らにしてみたらやはり高い給料を取るためににはいい品質のものをたくさん描かないといけない。そのためには、日本の体系的な教育を受けたいというニーズがあるわけでございます。

そういった方々を、今回認可外の学校への留学ビザの発給の基準をきちんと明確にしていただくということで受け入れさせていただき、そしてアジアでの分業が確立しているアニメ分野でのクールジャパンを支えるという形で御活躍いただきたいというのが経済産業省の考え方でございます。以上です。

○原委員 分かりました。だから、留学までは必要だけれども、卒業したらむしろ出て行ってほしいということですね。

○平井課長 出て行ってというよりも、彼らの活躍の舞台は日本に閉じていなくて、アジア圏にむしろ点在していて、多くの部分はもう向こうにあるということでございます。

○原委員 別に嫌な言い方をしているわけじゃなくて、そういう御趣旨ですね。

○平井課長 はい。

○原委員 一方で、元々思っていましたのは、学校のレベルによって本当に能力は違うん

ですか。要するに、クリエイティブな仕事をやっている経営者などからよく聞くのは、学校なんか何だっていいんだ。クリエイティブな能力があれば雇いたいんだけども、そこが大学を出ていないとダメだとか、そういうことを言われて止められちゃうのが困るんですという話をよく聞くんです。

アニメの世界で学校がどういうふうになっているのか、階層になっているのかよく分からぬんですけども、本当に専門学校だと日本では非働いてほしいというレベルの高い人で、認可外の学校だとあなたはちょっとそのレベルに達していませんよと、本当にそんなきれいに色分けができるものなんですか。

○平井課長 人によってまちまちであるのは御指摘のとおりです。

ただ、概して日本のアニメーション、日本国内のスタジオで欲しい人材というのはきれいな絵をたくさん描けるだけの人材ではないんです。やはりコンピューターグラフィックス等を使ってエフェクトの世界をきちんとできるとか、あるいは作品作りのときに相手に売れるような言葉の問題を始めとしてのプロデュースができる人材が欲しいので、そこまでの人が認可外の何とかアニメーションスクールのほうからどんどん排出されているかというと、現実にはそんなことはなくて、大学教育等を受けたそれなりの体系だった専門教育を受けた人がやはりコンピューターグラフィックスのエフェクトとかは担当しているのが現実でございます。

○原委員 そこは、やはり学校のレベルによって相当違うんですね。

○平井課長 レベルと、あとはその教育内容でございますね。そこでだいぶ色分けがされているものだと承知しております。

○原委員 あとは、前回のときに確か今日はいらっしゃらない鈴木先生が言われていたんですけども、要するに、日本の国内の学校に留学してもらうということを考えたときに、卒業してやはり日本で少し修行というか、仕事ができますよということが留学するときの大きな考慮要素になるので、そこはセットになっていないとなかなか来ないんじゃないかという指摘も前回あったんですけども。

○平井課長 日本で働きたいという思いがあることは、そのとおりだと思います。留学する側は日本で働ければいいなと思って留学して来られるのでしょうかけれども、私ども産業側のニーズから見ると、アジア一円にその下請のスタジオを始めあります。国内のスタジオは非常に高度なコンピューターグラフィックスばかりのそういうものをやっていて、やや手描きで色塗りが必要なところとか、中割りを手描きでやっているところはアジアのほうでお願いしています。

やはり、入口のところ、アニメーションスクールを出た最初の駆出しのところがいきなりコンピューターグラフィックスばかりのところで、来たいのは分かりますけれども、それほどの活躍の舞台があるわけではなくて、10年間が長いか短いかは別としまして、そこはやはりそういった下積み、動画マンとか、原画マンと言われるような下積みの世界というはどうしてもアジアが活躍の中心地になるというのが現実でございます。

○本間委員 そうやってマーケットが分かれているんだったら、なおさら規制というか、差別を設ける必要はないので、こういう認可外の学校に留学して訓練を受けたとしても、国内、日本で需要がないんだったら東南アジアに行くだろうしということで、そこは無理矢理留学だけで、あとは就労しちゃダメという規制を設ける必要は全くないんじゃないかなという気がします。

○平井課長 今、先生の御指摘のところは別にアニメ業界に限った話ではなくて、全て日本に留学した人が日本でそのまま就労すべきは別の話なのかという議論であって、アニメだけのことだとは思っておりませんが、殊アニメだけの状況を言うと、日本国内で活躍されている高度な人材で外国人人材は現にいらっしゃいます。

そこをさらにハードルを下げてまで残りたい人は残させてあげればいいじゃないかと言って、殊アニメだけにハードルを下げるニーズを私どもは認めていないということでございまして、世の中全体でそういった雇用政策、入管政策を取られるのであれば、もちろんアニメーションもそのレベルの人間にどんどん活躍していただくということはあり得ると思っております。

○原委員 何かそこのハードルを下げてレベルの低い人、単純労働をする人を入れたいということではなくて、むしろ発想は最初にちょっと申し上げたように、認可外の学校をたまたま出たんだけれども能力は高いです。この人は十分やれるんですという人をわざわざ排除しなくともいいんじゃないですかということで、どうせ留学生について制度整備されるのであれば、その卒業後のそういう人であれば入れるようにしてもいいんじゃないかなと思ったんですけれども、ここは絶対にやらないという反対があるんですか。

○平井課長 まず、まだやってもいませんので、これから法務省にはそこを開けていただく必要がございますから、実際に開けていただいたとして、彼らが卒業してくるのは何年後かということなので、今、現にそういった専門学校を卒業して国内の現場でばりばり使いたい人がいるのかと言われたら、それは2年後には出てくるかもしれませんということでしかないと思います。

では、それを見越してハードルを下げておく必要があるかどうかという点に関して言うと、そのハードルを下げたら安価な労働力、チープレイバーのためにそこにたくさん人が入ってきててしまうと、今、高度な人たちが国内で高度なコンピューターグラフィックスとかを使っていらっしゃるわけです。彼らは今の基準でも十分日本国内に入ってこられて、ビザを持って仕事をしていらっしゃるわけでありまして、なぜそこのハードルをあえて今下げないといけないんでしょうかということをやはり疑問に思う次第でございます。

○原委員 繰り返しなんですけども、ハードルを下げる議論をするつもりは全然なくて、ハードルは維持したらいいと思うんです。

ただ、そのときにどこの学校を出たかというのが基準として適切なんでしょうか。むしろ仕事の中身で基準を切れないですか。

○平井課長 仕事の中身ですか。全て仮定の議論になってしまっていて、ちょっとぴんと

くるところがないんですが、とにかく今回、何とか留学生のところを開けていただきて、何年かたった留学生の中で、それなりの能力を持った人が卒業してくるときに、大学とかの専門的な教育を受けた方と、専門性や技術の度合いとか実務の貢献において匹敵する方が仮にいらっしゃるとすれば、もちろん今先生がおっしゃるような議論にはなろうかと思います。

ただ、まだ何年後に出でてくるか分からぬ仮定の話で今ここで議論しても、やや不毛というか、あまり生産的な議論ではなかろうかと思います。

○藤原次長 どうぞ、阿曾沼先生。

○阿曾沼委員 ちょっと教えていただけますか。高度なコンピューターグラフィックスを使う時に、若干レベルの低い能力での仕事は全部アジアで、日本にはそういう人材を求める会社なり就職場所というのは全くないんですか。

○平井課長 全くではございません。国内でも頑張って手書きもやっていらっしゃいます。

○阿曾沼委員 そうですよね。今後地方創生などの観点でそのレベルの技能を日本の国内で活用していくということもあり得るわけですね。

○平井課長 あり得ると思いますが。

○阿曾沼委員 そういう人たちが、本国ではなくて日本の地域に根差してそこで働きたいときには、それを閉ざさないようにする必要があるんじゃないかと思います。

○平井課長 地方創生でありますとか、そういった中で外国人のそういった人材をどのように受け入れるかという議論をされるのであれば、それはもちろん何も否定されることではありませんが、殊アニメでそこを開けろと言われると違和感があるということを申し上げているだけでありまして、一般論として、地域創生の観点から外国の方々でも地方を支える産業で受け入れるべきだという議論が起こるのであれば、そこは。

○阿曾沼委員 クールジャパンの中でアニメが注目されているとすれば、アニメからスタートする。アニメでやってみるというのも、大きなインパクトになるんじゃないですか。

○平井課長 申し訳ありません。少なくともアニメーション業界側で、自分たちが率先して外国人のチープなレイバーを入れたいというニーズは聞いておりません。

○原委員 では、よろしいですか。

○松尾課長補佐 農林水産省でございます。食分野ということで、調理学校を卒業した外国人材については、日本料理以外の分野においても10年以上の実務経験を経なくとも、料理人としての就労を可能とするという提案をいただいておりますが、当省といたしましては、この取組につきまして日本料理海外普及人材育成事業で取り組んでおりますが、海外への輸出拡大等を通じました日本産農林水産物食品の需要拡大という観点から、日本食・食文化の海外への普及促進に取り組んでいるところでございまして、日本料理以外の分野において料理人を受け入れることにつきまして、農林水産省が行政上必要ということは言えないと考えておりまして、この記載を農林水産省主体として対応するようにということであれば、ここはちょっと対応しかねるということでございます。

○原委員 おたくでないということですね。

○松尾課長補佐 これは、農林水産省ではないということです。

○原委員 分かりました。

では、厚生労働省、どうぞ。

○久知良課長 いつも申し上げているように、厚生労働省は色々な立場がありますので、まず一つは、労働市場を見る立場ということで言わせていただきます。これは、一つ目の意見でございます。

特にこの改正法案施行後半年以内というところについてなぜ気になったのかということだけ申し上げますと、大体私どもの関わりは業所管官庁なり、そういうところがある程度何かをやりたいと持ってこられた後に、法務省とか我々が制度のスキームの議論に関わっていって、段々と制度を作っていくというプロセスとしてやっている中で、要するに、この規定を盾に取られて6ヵ月ぎりぎりになって持ってこられて、この半年以内にと言っているのでこれで飲んでくださいと言われても、我々としてはちゃんと議論しないと6ヵ月以内だからと業所管官庁から言われても、すぐに、はい、いいですよというふうには言えませんよという意味で、そういうしっかりした議論はちゃんとさせていただくということの留保を付けたいということが意見でございます。

○原委員 半年ぎりぎりでなければいいということを言われているんですか。ちゃんと協議ができればいいということを言われたんですか。

○久知良課長 要するに、制度を作るための協議する時間はちゃんとしっかりと取った状態でやっていただきたいということを言っているということです。

○原委員 修正案とかまであまりちゃんと見られないですけれども、この文章の半年以内を削らなければいけないとか、そういうことではないということですね。

○久知良課長 趣旨としては、協議にちゃんとした時間が取れて、ちゃんとした制度を作れるようなことをということです。

○原委員 分かりました。

○藤原次長 厚生労働省だけがそこをやるわけでは全くなくて、入管局がもちろんやりますので、そこは大丈夫ですね。

○長田課長 美容の関係でございますけれども、今、私どもの理解するところでは、美容についてはいわゆる専修学校等ということなので、今就労資格として認められているレベルのものということにはなっておりませんので、仮に何らかの対応を求められるとした場合に、どのレベルのことが求められるのかというところについて具体的なものをお示しいただいていない段階でございますので、なかなかそこについて現時点でそれが対応の可能性というのが十分あり得るものなのか、かなりハードルが高いものなのかといったところについて、率直に申し上げても判断ができないということで、現時点では削除をお願いしたいという御意見を提出させていただいている次第でございます。

○原委員 具体的な内容をずっと示してしているんですけども。

○長田課長 示しているというふうにおっしゃったのは、例えば、前回2月5日の諮問会議の事例というものをお示しいただいておりますけれども、これで言えば例えば、美容師の美容学校を卒業した者はすべからく対象にするように、という御提案ということでしょうか。例えばですけれども。

○原委員 昨年の初めからずっと議論をしていたのは、美容師の資格を持っている人であれば少なくとも入れてもいいんじゃないですかという議論をずっとしていたわけですね。

○長田課長 単純に美容師の資格があれば、今は全体の入管政策上としては認められていないレベルの専修学校卒業レベルということですけれども、それはすべからく美容であれば認めようという御提案の御趣旨でしょうか。

○原委員 それは厚生労働省にも何度も来ていただいて、その議論はしていたので、具体的な議論をしていませんと、今言われても困っちゃうんですけれども。

○吉岡課長補佐 具体的な議論をしていないと申し上げるのは、具体的にお示しいただいているのは、先ほど課長から説明しました2月5日のペーパーということでございまして、これ以外に先般ヒアリングをお受けしたときに情報提供いただいているということで省内確認をさせていただきましたが、この事例以外に具体的に御提示いただいているものは特段ないという認識でございまして、行き違いがあるのであれば、改めて御提示をいただきたいと思っております。

○原委員 もう一回、よく調べてください。何度もこのワーキンググループでも議論しているテーマだと思うんですけども、それはまず御理解されていますか。

○吉岡課長補佐 単純に外国人労働ということで御議論があるということについては認識をしております。

ただ、これまでその点につきましては、要は低賃金の労働者の雇用という問題点があるのではないかということで、その都度、御回答をさせていただいているところで、あくまでもクールジャパンではない切り口での御議論がされていたかと思いますし、その点については御回答させていただいたところと思っていますので、改めてクールジャパンというような切り口に関しての御提示いただいたものはこの事例だけかと思っております。

○原委員 私たちから、単純労働者で低賃金の美容師を入れたいという議論は一度もしたことではないんです。

○吉岡課長補佐 誤解が生じていたらすみません。言い方が悪かったかと思います。業界サイドの受け止めと私どものほうが懸念する材料として、養成学校を卒業したばかりの方というのは業界の構造上ということ多少あるかと思いますが、やはりアシスタント業務に専念されている期間というものが相当期間あるようですので、そういう場合につきましては、実質お支払いになられる給与水準というのは比較的低いというようなことを申し上げているところでございます。

○原委員 それは、日本人に対して今そんなに高い給料は支払われていないということを言われているわけですね。そこにクールジャパンの観点で外国人の人が入ってきたときに、

なぜそんな低賃金の問題が生じるんですか。より安い賃金を払う制度にしなければ済むことですよね。そういう話も、これまでずっとしていたと思うんです。

最初にこちらから御提示をしているのは、そのクールジャパンの観点で外国人の美容師を入れるべきじゃないですかという議論をずっとしています。それはこの1～2カ月とか、そんな話じゃないですから。

○吉岡課長補佐 クールジャパンというような形で御提示いただいたものというのは、私どもの受け止めとしては最近のお話だという認識です。

○原委員 違うと思います。違うと思いますではなくて、違うんです。行政組織で仕事をしているので、もうちょっと真面目に調べてほしいんですね。

○吉岡課長補佐 ふざけているわけではありません。

○原委員 ふざけているとしか聞こえない。一回帰って、よく役所の中で資料を調べてきてくれますか。待っていますから。

夕方にしましょうか。2時間ぐらい差し上げましようか。

○吉岡課長補佐 まず、私ども省内では確認させていただいたということは先ほど御回答させていただきました。

○原委員 分かりました。では、事務局のほうでももう一回調べてください。

○藤原次長 事実関係を調べます。

○原委員 では、結構です。

○藤原次長 事務局からよろしいですか。

経済産業省の関係ですが、皆さん専門の方でいらっしゃるので業界の中身は大変分かりやすいんですけども、一般論としてこういった専修学校や各種学校を出た方で、それこそ能力のある方々が卒業までしても、その後行けないというところの総論としての議論がまず全体としてあります。その総論に加えてこういう各論で色々なニーズがあると言われたものを一種の取りまとめの形で、できるだけ入れていこうということで、書かせていただいているんですね。

ですから、今すぐに実現するとかそういうことではなくても、例えば、先ほどのアニメのところでも先生方の御心配のとおり、今一つの選択肢としてやはりこれがあったほうが優秀な人が留学してくる実態が出てくる可能性もあるわけです。

そういう意味も含めて、逆にこれは書かないところで止まってしまうというメッセージがむしろ出てしまうというデメリットもあると思いますので、そのあたりは前向きに記載ぶりを検討していただきたいと思います。

それから、受賞歴云々のところは2月に福永さんという方でしたか、前にデザインのところでこういう議論をしていただいているよね。それで、顕著な功績があれば工業デザインなどでこういう受賞歴とか、そういうものに縛られなくてもいいんじゃないかなという自らおっしゃっていて、法務省の根岸さんもそういう案も可能性はあり得るんじゃないかなというやりとりがあるので、そういうことを受けてのこういう記述になっています

けれども、何か特段削る理由はありますか。

○福永課長補佐 そのとき発言させていただいたのは、デザイナーの方とお話する中で、一つのアイデアというか、そういう形で確かそういうお話をいただいたことはございました。それはよくよく色々話を詳しく聞いていくと、それに該当する方というのにおそらく現状では空集合になってしまうんじゃないかということは聞かれております。

ただ、一方、それが全くゼロではないというのも確かにそうですので、現段階でこういった規定を、今、固まったニーズがない中で入れるということに対して若干躊躇するものがあるというところは我々も覚えております。

○平井課長 アニメについて一言だけですが、御指摘の点は分かることは分かりますけれども、あとはバランス論的な話になろうかと存じます。

今、現にその人がいらっしゃらないときでも、そういった可能性があればそこにたくさん優秀な人材が集まる可能性もメリットとしてはあり得るかもしれません、一方で、今、非常に高度な人材が現に国内で活躍していらっしゃって、世界の名だたるコンピューターグラフィックスでありますとか、アニメーションの技術を持った人が日本のスタジオを志しているのも事実でございまして、彼らに対してのマイナスのメッセージにもならないような配慮も必要かと思います。

いずれにしましても、御指摘のとおりバランスだと思いますが、今の段階でここだけ、アニメだけを書くのはやはり全体とすればバランスを欠いているような気がいたします。

○藤原次長 では、引き続きそこは議論を。

○原委員 そんなにそこは絶対ダメだと言われるのも、逆に違和感があるんですけれども。

○阿曾沼委員 採用決断は基本的には企業側にあるわけで、別にこんなレベルの低い人を雇えといっても誰も雇うわけではありませんから、そこは門戸を開くという意味では非常に重要なんじゃないでしょうか。

○平井課長 そういう考え方で開こうと思うのであれば、分野など限定せずに日本にどんどん入管で入れても採用するのは企業だと言われてしまうと、結局そこになってしまふわけですから、一般論なわけで、やはり今回アニメという分野を限定してそのニーズを考え、産業政策上の意味があるのであればやりましょうという議論をアニメでやっている以上、そういう一般論を持ちこまれてもやや私どもは戸惑うしかございません。一般として開けたいということであれば、そこは法務省とお話いただければと思います。

○藤原次長 要するに、表現上ここにしかそういうふうな文言が出てこないので目立ってしまうとか、そういうことですか。

○平井課長 そのような気がするんですけども、私がここに呼ばれているのはそういうことで呼ばれているのかなと思うのですが。

○阿曾沼委員 しかし、それだけクールジャパンの中でアニメというものが政策上重視されているという判断で言えば、別にそこを一般論として判断される必要は全然ないんじゃないでしょうか。

○平井課長 アニメとしてここに座っているのは、そういう趣旨だろうと思って座っていますので。

○原委員 繰り返しですけれども、どこの学校を出たかよりはお仕事の中身のほうでむしろ判断されるようなルール設定に変えていったほうがいいような気もするので、そういうことも含めて御検討いただけるといいんじゃないかなと思います。

○平井課長 仮想人材の話をあまりしていても、1年後か2年後かに出てくるであろう人がどういう能力を持ち得るのかというのは、今ちょっとなかなかございませんので。

○原委員 そこは仮想ではなくて、別に認可外の学校を出ている日本人自体はいるわけですから、大体どんな人が育つか分かるわけですから。

○平井課長 そういう意味では、先ほどのお話の繰り返しになります。業界の実態はちゃんと把握いたしますが、今そこをアニメだけといって打ち出す段階にはないという、そこを申し上げているだけでございます。

○原委員 字句の問題は事務局と調整いただけたらいいと思いますけれども、伺っていて何か少し幅の広い検討ができるような状況にしておけるといいんじゃないかなと思いましたので、それではまた引き続きよろしくお願ひします。

○藤原次長 すみませんが1点だけ、厚生労働省に対し、2月9日、1年前ですけれども、ワーキンググループで少なくとも八田座長からクールジャパンの文脈でこの議論をしているという、少なくとも1例はございますので、よく調べていただければと思います。

○原委員 1回じゃなくて、何度もやっていましたか。

○藤原次長 事務的に、まずは、とりあえず1個持ってきたということのようです。

○原委員 そういう議論がありませんと言われて、びっくりしました。